

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	株式会社ヤマダコーポレーション
【英訳名】	YAMADA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 昌太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 村瀬 博樹
【本店の所在の場所】	東京都大田区南馬込一丁目1番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役山田昌太郎及び総務・経理担当取締役村瀬博樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制には、不注意、判断の誤り、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の経営環境の変化等、策定された内部統制が有効に機能しない固有の限界がある事から、内部統制の目的を絶対的に保証するものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成24年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して評価を行いました。

評価にあたっては、意見書に示されている内部統制の評価の基準及び実施基準に準拠して、企業集団全体に係る全社的な内部統制並びに財務報告に対し重要性を有する主要な業務プロセスにおける統制上の要点について、内部統制の整備及び運用状況に係る評価手続を実施しました。

評価の範囲については、当社及び全ての連結子会社を対象とし、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮し、影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、以下の手順及び方法で範囲の決定を行いました。

まず、全社的な内部統制については、当社及び全ての連結子会社を対象に評価を実施しました。また、決算・財務報告に係る内部統制のうち企業集団全体で評価すべきものについては、全社的な内部統制に準じ同様の会社を評価の対象としました。

その他の業務プロセスにおける内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、重要な事業拠点として連結売上高に占める割合が2/3を超える上位の会社（2社）を選定し、それらの事業拠点において、当社の事業目的に大きく係わる勘定科目である売上高、売掛金、たな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当事業年度末日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。